

奈総法第118号

令和6年11月28日

奈良市監査委員 様

奈良市長 仲川元庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和3年度包括外部監査「債権管理に関する財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第3 包括外部監査の結果及び意見

8. 市営住宅に関する未収金

(3) 未収金に関する調査

② 結果及び意見

家賃相当損害金について督促等を行っていない。債権として計上している限りは回収に努めるべきである。

(住宅課)

【監査結果】

家賃相当損害金について督促等を行っていない。これは、債務者が退去者であるため債務者の情報調査や回収業務に労力を要すること、回収可能な債権を債権回収に要する費用が上回ると判断していることによる。しかし、実際にどの程度の費用を要するか等の検証は実施しておらず、債権として計上している限りは、回収に努めるべきである。

なお、仮に回収が困難であることが明らかである場合は、債権として計上する意義に乏しいことから、不納欠損処理することが望まれる。

【措置の内容】

家賃相当損害金については、令和6年度から督促等を実施しました。

また令和7年度から市営住宅等の管理を指定管理者に委託する予定であり、家賃相当損害金を含めた債権の督促等について奈良市の指示のもと行うこととなっており、今後回収可能な債権が増える（督促等件数が増える）ことを見込んでいます。